

令和8年第2回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和8年2月25日（水）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和 8 年第 2 回東串良町農業委員会会議録

令和 8 年 2 月 2 5 日							
東串良町役場委員会室（3階）							
開催の日時 及び宣言	開会	令和 8 年 2 月 2 5 日 午前 1 0 時 0 0 分				議長	大村 教男
	閉会	令和 8 年 2 月 2 5 日 午前 1 0 時 2 0 分				議長	大村 教男
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
出席数 7 名 欠席数 1 名	○	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋	
	○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝	
	○	3	稲村 照隆	×	7	櫻木 孝二	
	○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
出席○ 欠席×	○		有留 幸路	○		松元 友信	
	○		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
	○		福岡 みどり	○		松留 和江	
	○		村吉 博美	○		谷口 憲三	
最適化推進 委員	○		有留 幸路	○		松元 友信	
出席数 8 名 欠席数 名	○		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
	○		福岡 みどり	○		松留 和江	
	○		村吉 博美	○		谷口 憲三	
	○			○			
会議録署名委員	1 番	吉ヶ崎 弘一		2 番	松留 立美		
出席した事務局職員	局長 次長	上野 勝志 瀧川 祐造		書記	宮之前 博一 出水 翔太・中村 一雅		
会議 に付 した 事項	<p>日程第 1 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画案の意見について</p> <p>日程第 2 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>日程第 3 議案第 8 号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見聴取について</p>						

議長（大村）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

（全出席で16名）

櫻木委員より欠席届が届いております。出席者15名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和8年第2回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、1番吉ヶ崎委員と2番松留立美委員にお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。

基盤強化促進法による賃借権の合意解約が8件24筆、農用地等の利用権による賃借権の合意解約が2件2筆、ありました。

総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いいたします。

議長（大村）

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

はじめに、日程第1議案第6号農用地利用集積等促進計画案の意見について議題といたします。

今回の農用地利用集積等促進計画案については、賃借権が18件、使用貸借権が6件あります。それでは事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料1ページをご覧ください。

賃借権の1番、貸人は〇〇さん、借人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に2番、貸人は〇〇さん、借人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規10年の利用権設定でございます。

次に3番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇樹さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規及び更新10年の利用権設定でございます。

資料2ページをご覧ください。

次に4番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新5年の利用権設定でございます。

次に5番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新5年の利用権設定でございます。

次に 6 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 7 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

資料 3 ページをご覧ください。

次に 8 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 20 年の利用権設定でございます。

次に 9 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 10 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 11 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 12 番、貸人は〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 13 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 20 年の利用権設定でございます。

資料 4 ページをご覧ください。

次に 14 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 20 年の利用権設定でございます。

次に 15 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規及び更新 20 年の利用権設定でございます。

次に 16 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 17 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 18 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

資料 5 ページをご覧ください。

使用貸借権の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 2 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 20 年の利用権設定でございます。

次に 3 番、貸人は〇〇さん、借人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 4 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 5 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 20 年の利用権設定でございます。

次に 6 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 20 年の利用権設定でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第 1 議案第 6 号農用地利用集積等促進計画案の意見については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第 2 議案第 7 号農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、賃借権が 10 件、使用貸借権が 2 件、所有権移転が 6 件となっております。それでは事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 6 ページをご覧ください。

賃借権設定の 33 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規および更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 34 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり更新 5 年の利用権設定でございます。

資料 7 ページをご覧ください。

次に 35 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 36 番、貸人は〇〇さん、〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規及び更新 5 年の利用権設定でございます。

資料 8 ページをご覧ください。

次に 37 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり更新 5 年の利用権設定でございます。なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に 38 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 10 年の利用権設定でございます。

資料 9 ページをご覧ください。

次に 39 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 40 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 5 年の利用権設定でございます。

資料 10 ページをご覧ください。

次に 41 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 42 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 5 年の利用権設定でございます。なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料 11 ページをご覧ください。

使用賃借権の 43 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議

案書に記載されているとおり新規 20 年の利用権設定でございます。

次に 44 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり更新 10 年の利用権設定でございます。

資料 12 ページをご覧ください。

所有権移転の 45 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

次に 46 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

資料 13 ページをご覧ください。

次に 47 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

次に 48 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権移転でございます。

資料 14 ページをご覧ください。

次に 49 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

次に 50 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第 2 議案第 7 号農地法第 3 条の規定による許可申請に

については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第 3 議案第 8 号地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見聴取について議題といたします。

資料 15 ページをお開きください。それでは事務局より説明をお願い致します。

事務局（出水）

それでは説明させていただきます。今回の意見聴取は先月の定例総会において審議され非農地判断がなされた〇〇さんが所有する農地についての地域計画の変更についてです。

現地調査の報告および該当地についての説明は、先月の定例総会でなされておりますので省略させていただきますが、申請地は既に農地としての復元が難しい非農地化されている状態であることから、周囲の営農状況に悪影響を及ぼすものではないと思われま

すが、したがって地域計画を変更してもやむを得ないものであると思われま

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

以上を持ちまして日程第 3 議案第 8 号地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見聴取について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

事務局（瀧川）

3月の現地調査を13日金曜日に行います。

定例総会を3月25日水曜日、3月定例総会申請締切を2月27日金曜日とします。

議長（大村）

ありがとうございました。

以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。

これもちまして、東串良町農業委員会令和 8 年第 2 回定例総会を閉会いたします。